

日弁連 消費者問題対策委員会

2022年8月31日

# マネロン関連の枠組みと 消費者保護のためのありうる立法提言

弁護士 中崎 隆

# 自己紹介

## 経歴

大手法律事務所

経済産業省に出向 - 割賦販売法改正等の立法、監督の基本方針の作成等  
大手インターネットサービス業者 広告・データ事業法務部の責任者等

現在、中崎・佐藤法律事務所 代表弁護士

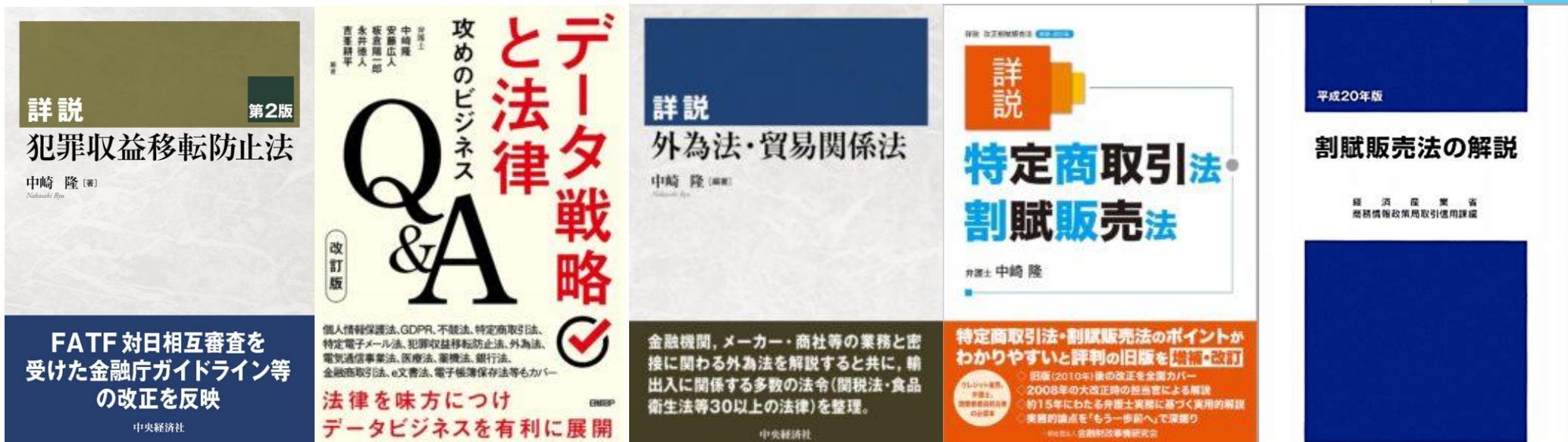
弁護士会活動 - 一弁 総法研 IT法部会 部会長 (現任)。

過去に、日弁連 企業内弁護士小委員会 副座長。一弁 消費者委員会に所属。

専門 - **金融、ネット**・広告分野や、**国際取引**等が専門

英語 - 英検1級 TOEFL 113/120 TOEIC 975/990

## 書籍



# 第1章 マネーロンダリングを理解する (議論の大前提)

## マネーロンダリングとは

警察庁の説明では、「一般に、犯罪によって得た収益を、その出所や真の所有者が分からないようにして、捜査機関による収益の発見や検挙を逃れようとする行為」を意味する（「犯罪収益移転危険度調査書[令和2年11月]」1頁）。

もっとも、上記定義は厳密な定義ではなく、アバウトな定義である。犯収法にも、金融庁マネロンガイドラインにも定義は見当たらない。マネロンとは何か。

詐欺で振込先として指定した口座に  
詐欺により振り込まれた資金を  
そのままにしておく？

# 口座の凍結

振り込め詐欺救済法に基づく公告等システム

**預金保険機構**  
Deposit Insurance Corporation of Japan  
2019年10月31日(木)

**振り込め詐欺救済法に基づく公告**  
振り込め詐欺救済法は、預金口座等への振込みを利用して行われた詐欺等の犯罪行為により被害を受けた方の財産的被害の迅速な回復等に資することを目的としています。このホームページは、預金保険機構による振り込め詐欺救済法に基づく公告のためのものです。

**お知らせ**

2019年10月26日 預金等に係る債権の消滅手続が終了した旨の公告（公告事項の変更）等を掲載し  
2019年10月17日 預金等に係る債権の消滅手続が終了した旨の公告（公告事項の変更）を掲載し  
2019年10月16日 19年度第14回 被害回復分配金の支払手続が終了した旨の公告等を掲載しました  
2019年10月16日 19年度第14回 支払手続開始の公告を掲載しました。  
2019年10月16日 19年度第14回 債権消滅手続開始の公告を掲載しました。  
2019年10月08日 預金等に係る債権の消滅手続が終了した旨の公告（公告事項の変更）等を掲載し

**振り込め詐欺被害にあわれた方はこちら**

口座番号が分かる方はこちらから

口座番号

※口座番号を半角数字8桁以下で入力し、「検索する」ボタンをクリックしてください。  
(ゆうちょ銀行/旧郵便局の場合は通帳番号を入力ください)

口座番号が分からない方はこちらから

引用元：預金保険機構HP

# 財産の差押え



引用元：いらすとや



# 判決等による被害回復・没収



引用元：裁判所HP



# 資金が使えず、取り戻されてしまう。

例えば、海外へ

- ・日本の犯罪捜査が及ばない国
- ・税金が安い国  
(タックスヘイブン国)

**旧三菱会系の資金洗浄、  
外銀名義で60億円海外送金**

2004年2月6日毎日新聞 見出し

**パナマ文書で晒される 日本企業  
“61兆円”ケイマン隠れ資産**

2016年4月13日日刊ゲンダイ見出し

## 著名なタックスヘイブン国

- ▶ アイルランド、ケイマン諸島、バージン諸島、シンガポール、スイス、オランダ、ルクセンブルク、プエルトリコ、バーミューダ

▶ <Zucman 2018>

- ▶ 参考 :
- ▶ EUが租税調査に協力的でないとして認定した国 (ブラックリスト)

パナマ、米領サモア、ドミニカ、フィジー、グアム、パラオ、トリニダードトバゴ、バージン諸島、バヌアツ、セーシェル、アンギラ

[https://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/TXT/PDF/?uri=uriserv:OJ.C\\_.2021.066.01.0040.01.ENG](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/TXT/PDF/?uri=uriserv:OJ.C_.2021.066.01.0040.01.ENG)

- ▶ EUがマネロンとの関係でハイリスクとして認定した国。
- ▶ アフガニスタン、ケイマン諸島、バルバドス、北朝鮮、ハイチ、イラン、パナマ、フィリピンなど。  
[https://finance.ec.europa.eu/financial-crime/high-risk-third-countries-and-international-context-content-anti-money-laundering-and-countermeasures\\_en](https://finance.ec.europa.eu/financial-crime/high-risk-third-countries-and-international-context-content-anti-money-laundering-and-countermeasures_en)

# 犯罪者によるマネロンの主要な目的：

犯罪収益等について、責任追及（没収・追徴／捜査機関・税務当局・被害者等からの差押え等）を免れること

※ 警察庁の先述の定義（p4参照）では、捜査機関からの訴追を免れる目的に限定しているが、世界基準では、被害者等からの訴訟等を免れる目的を含んでいる。（刑事訴訟害だけでなく、民事訴訟の妨害もマネロン。）

例えば、被害者・銀行に対する虚偽説明もマネロンに該当しうる。  
警察庁の定義は、誤解を招く定義ではないか。

# マネーロンダリングとは

FATF勧告にはマネロンの定義はない。



マネロン罪について、パレルモ条約等に基づき犯罪化することがFATF勧告に記載。（パレルモ条約等でマネロン罪の要件を記載）



これを受け欧州マネロン罪指令、日本・組犯法等でマネロン罪を規定。



欧州AML指令では、マネロン罪に該当するような行為をマネーロンダリングと定義（AML指令3条1項）。日本では、法令に明文規定はないが、日本のマネロン罪[組犯法10条・11条等]に該当する行為を基本的に指すと解される（犯収法8条参照）。

# マネーロンダリング罪

日本基準

① 「**犯罪収益等**の取得[・帰属]若しくは処分につき**事実を偽装**し、又は**犯罪収益等を隠匿**」  
する行為

及び、

② 「**情を知って、犯罪収益等を收受**」する行為を処罰（組織  
犯罪法10条・11条、麻薬特例法6条・7条）。

knowingly receive

マネーロンダリング罪

日本基準

共通の要件

「**犯罪収益等**」 = 「前提犯罪」に係る犯罪収益、これに由来する財産（売却代金、利息等）又はこれらが他の財産と混ぜられた財産（組対法2条2項、4項）」

「前提犯罪」 = 重大犯罪（長期4年以上の犯罪） + 法定  
列挙された犯罪（マネロン罪、テロ計画罪等） ※脱税も含む。

⇒ 前提犯罪から生じる犯罪収益等がないといけない。  
軽微な犯罪からの収益は含まれない。

マネーロンダリング罪

日本基準 1番目の類型

**取得につき事実を仮装** ⇒ (i) 取引内容、取引主体について  
銀行へ虚偽説明、(ii)借名口座、ペーパーカンパニー口座に振込など。

**処分につき事実を仮装** ⇒ (i)資金を被害者に返金した等と  
銀行へ虚偽説明、(ii)借名口座に振込、(iii)財産の仮装譲渡など。

**隠匿** ⇒ (i)物理的に隠す行為、(ii)海外の借名口座への移転など。

マネーロンダリング罪

日本基準 2番目の類型

**情を知って、犯罪収益等を收受** ⇒ 犯罪収益等であることを知って、犯罪収益等を受領すること。

もっとも、日本では、前提犯罪の共同正犯は、收受罪の対象とならないと解されている。（有罪率99%の精密司法の日本では、前提犯罪の共同正犯の疑いがあるケースでは、起訴をためらうであろう。） 現に、起訴数が少ないと指摘を受けている。



法改正により、前提犯罪の共同正犯も処罰可能としてはどうか。

# 国際基準との比較

## 世界基準 (パレルモ条約 など)

- ① 犯罪収益と知りつつ[又は知りうべき状況での]、犯罪収益の違法性、収益源、所在、処分・移転・帰属の**秘匿・偽装** [秘匿・偽装型]
- ② (a) 犯罪収益と知りつつ[又は知りうべき状況での]犯罪収益の**形態変更もしくは移転**であって、当該財産が犯罪収益であることを秘匿・偽装し、又は正犯者が責任追及を免れることを助けるもの [移転・換価型]  
(b) 犯罪収益の**收受、保管又は費消** (受領時に犯罪収益であったと知っていた場合に限る。) [範囲を拡張している国もあり]
- ③ 上記①又は②の共同正犯 (participation in)、共謀・共同計画、未遂、幫助・援助、教唆・指南 (counselling)。

## 日本基準 (組織犯罪法)

犯罪収益等の取得[・帰属]若しくは処分につき**事実を偽装**し、又は犯罪収益等を**隠匿** (予備、未遂も処罰可)。「隠匿」は、単なる資金の移転だけでは足りず、隠す要素が必要。

**[前提犯罪の正犯／共同正犯以外の者が]情を知って犯罪収益等を收受** (予備/未遂は不可罰)

(a),(b)のうち、收受のみを規制し、**移転・換価・保管・費消はマネロンの射程外。しかも、收受についても、正犯は不可罰で、実質的に機能不全。**

FATFからも「資金移転の追跡が甘い」、「マネロン罪の範囲が狭い」「実効性がない」と対日報告書で指摘されている。

共同正犯、幫助、教唆は、日本法でもカバー。一方、未遂は、①のみ処罰可能。共謀・共同計画は、既遂／未遂／予備罪成立の場合のみ処罰可。

欧米と比べると、マネロン (罪) の範囲が圧倒的に狭い。これが、疑わしい取引の届出等の範囲にも影響をしている。

## 日本のガラパゴス問題

上述のとおり、偽装型などでは、犯罪収益が移転しなくても、マネロン罪が成立。

にもかかわらず、日本のマネロン対策の法律の名前は、「犯罪収益の移転の防止に関する法律」。目的も「犯罪収益の移転防止」。

法律名・目的からしてマネロン概念の半分しかカバーできていない。

このため、犯罪収益が移転しないと、マネロンにあたらないという誤解を招いている。

# マネーロンダリングとは (まとめ)

- ☑ まず、前提犯罪がないと、マネーロンダリングにあたらなない。詐欺、横領、背任、脱税、貸金業法違反等多数の類型が該当。
- ☑ 次に、犯罪収益等との関係で、①銀行送金等との関係での主体や取引内容の偽装、又は、②隠匿行為（資産を隠すような移転等）が基本的に必要。
  - ①では、主体・取引内容等に係る形式／実体のずれが特に重要。
  - ②との関係では、資金の流れ（収益の移転元・移転先・移転ルート）が重要。
- ☑ マネロン概念も、世界と日本とでは大きく違う。

## 第2章 FATF勧告と犯罪対策

# 犯罪対策とFATF

犯罪組織、テロ組織等が世界的に暗躍。



世界の各国が協力して対応する必要。



世界的に協力して犯罪等に対応する組織を設置。

(平成元年、Financial Action Task Force (FATF)の設置。)



犯罪等の対応のために各国で実施すべき措置について合意。  
(平成2年に「FATF勧告」を発出。その後数次にわたり改定。)



各国法 (日本の犯収法など) 等を通じて、FATF勧告を履践。

# FATF勧告の目的

| 時期                           | 目的   | FATF勧告             | 日本  |
|------------------------------|--|--------------------|---|
| 平成元年～                        | 主として <b>麻薬対策</b>                             | 平成2年<br>第1次FATF勧告  | 平成2年 大蔵省通達「マネーロンダリングの防止について」<br>平成3年 麻薬特例法  |
| 平成7年～                        | <b>組織犯罪対策</b> も                              | 平成8年<br>第2次FATF勧告  | 平成12年組織的犯罪処罰法施行   |
| 平成13年～<br>(平成13年9月に米国同時多発テロ) | <b>テロ対策</b> も                                | 平成15年<br>第3次FATF勧告 | 平成14年 テロ資金提供処罰法施行<br>平成15年 金融機関等本人確認法施行<br>平成23年 犯罪収益移転防止法成立<br>平成26年 テロ資金凍結法成立         |
| 平成24年～                       | <b>大量破壊兵器の対策</b> (イラン/北朝鮮) や、 <b>脱税</b> 等対策も | 平成24年<br>第4次FATF勧告 | 平成26年 犯罪収益移転防止法改正<br>平成29年 組織犯罪処罰法の改正 (税法違反も前提犯罪に追加)<br>平成30年 犯収法規則改正 (E-KYC、取引時確認の厳格化) |

FATF勧告の目的がどんどん広がっている。

## FATF「40の勧告」(第4次勧告)

| 勧告 | 内容                      | 勧告 | 内容                                      | 勧告  | 内容               |
|----|-------------------------|----|---|---|------------------|
| 1  | リスク評価とリスクベース・アプローチ      | 18 | 金融機関・グループにおける内部管理方針の整備義務、海外支店・現法への勧告の適用 | 35  | 義務の不履行に対する制裁措置   |
| 2  | 国内関係当局間の協力              | 19 | 勧告履行に問題がある国・地域への対応                      | 36  | 国連諸文書の批准         |
| 3  | 資金洗浄の犯罪化                | 20 | 金融機関における資金洗浄、テロ資金供与に関する疑わしい取引の届出        | 37  | 法律上の相互援助、国際協力    |
| 4  | 犯罪収益の没収・保全措置            | 21 | 内報禁止及び届出者の保護義務                          | 38  | 法律上の相互援助：凍結及び没収  |
| 5  | テロ資金供与の犯罪化              | 22 | DNFBPにおける顧客管理                           | 39  | 犯人引渡             |
| 6  | テロリストの資産凍結              | 23 | DNFBPによる疑わしい取引の報告義務                     | 40  | 国際協力（外国当局との情報交換） |
| 7  | 大量破壊兵器の拡散に関与する者への金融制裁   | 24 | 法人の実質的所有者                               | <p>(注1) DNFBP (Designated Non-Financial Businesses and Professions: 指定非金融業者・職業専門家) とは、(a)カジノ、(b)不動産業者、(c)貴金属商、(d)宝石商、(e)弁護士、公証人その他の独立法律専門家及び会計士、(f)トラスト・アンド・カンパニー・サービスプロバイダー（その他の業種に含まれない、法人設立の仲介者として行動する業者等）のこと。</p> <p>(注2) FIU (Financial Intelligence Unit: 資金情報機関) とは、資金洗浄やテロ資金に係る資金情報を一元的に受理・分析し、捜査機関等に提供する政府機関のこと。</p> |                  |
| 8  | 非営利団体(NPO)悪用防止          | 25 | 法的取極の実質的所有者                             |   |                  |
| 9  | 金融機関秘密法が勧告実施の障害となることの防止 | 26 | 金融機関に対する監督義務                            |   |                  |
| 10 | 顧客管理                    | 27 | 監督当局の権限の確保                              |   |                  |
| 11 | 本人確認・取引記録の保存義務          | 28 | DNFBPに対する監督義務                           |   |                  |
| 12 | PEP (重要な公的地位を有する者)      | 29 | FIUの設置義務                                |   |                  |
| 13 | コルレス銀行業務                | 30 | 資金洗浄・テロ資金供与の捜査                          |   |                  |
| 14 | 送金サービス提供者の規制            | 31 | 捜査関係等資料の入手義務                            |   |                  |
| 15 | 新技術の悪用防止                | 32 | キャッシュ・クーリエ (現金運搬者) への対応                 |   |                  |
| 16 | 電信送金 (送金人・受取人情報の通知義務)   | 33 | 包括的統計の整備                                |   |                  |
| 17 | 顧客管理措置の第三者依存            | 34 | ガイドラインの策定業務                             |   |                  |

ソース：  
財務省資料

# FATF勧告の要点

- ▶ マネロン（ML）、テロ資金供与（TF）を犯罪化（勧告3・5）
- ▶ ML・TFの対象財産を没収できるように（勧告4）
- ▶ 対テロ・対大量兵器拡散のためのサンクションを義務付け（勧告6・7）
- ▶ 金融機関等をゲートキーパーとし、様々な義務を課す。
  - ▶ 顧客調査義務（勧告10）、記録保存義務（勧告11）
  - ▶ コルレス契約時の調査義務（勧告13）。トラベルルール（勧告16）
  - ▶ 疑わしい取引の届出義務（勧告20）
  - ▶ 体制整備義務（勧告18）
- ▶ 金銭・価値の移転サービスは、許可又は登録制の対象に（勧告14）。  
↓
- ▶ お金の流れを通じて、犯罪を追跡。
- ▶ 各国が、相互に協力し（勧告36から40）、犯罪・マネロンと戦う。
- ▶ そのための基準を策定し、相互に遵守状況を監視。

# FATF相互審査 – 理解が低い旨の指摘

FATFは、各国について、FATF勧告を守れているかの審査を実施。



遵守しないと、ブラックリスト、グレーリストに掲載され、ハイリスク国として、他国から取引を拒絶されたり、取引の制限を受けたりするため、遵守が不可欠。

(強い事実上の拘束力)



2021年8月末の対日審査報告書では、AML/CFT/PFに係る理解が（メガバンク等を除き）低い旨を指摘し、より効果的な対応を要求。



FATF勧告や関連法令・ガイドライン等をより深く理解し対応する必要。かつ、マネロン取引や、どのようなスキームが利用されているかをよりよく理解する必要。



まずは、**ガラパゴスな法体系を修正する必要があるのではないか**（私見）。

# 本日の発表のポイント

- ☑ マネロン対策、犯罪捜査が十分でないことが日本が評価されていること  
**強力な外圧**を受けて、抜本的な法改正が必要と思われる状況となっていること。  
(政策提言を行った場合の実現可能性が高まっていること)
- ☑ マネロン対策・犯罪対策といった場合、刑事訴訟による訴追だけでなく、民事訴訟による被害回復も重要である。
- ☑ そこで、**どのような政策提言が考えられるか。**

# 第3章 日本のマネロン対策に係る法令の枠組み

# 日本における枠組み マネロン罪・TF罪の 犯罪化 (勧告3・5)

| 法令                   | 内容   |
|----------------------|--|
| マネロンの犯罪化 (マネロン罪) 勧告3 | 組織犯罪法 10条・11条<br><br>※ 但し、第3次対日審査で不十分との指摘。 |
| テロ資金の収集／供与の犯罪化 勧告5   | テロ資金等提供処罰法 2条から5条                          |

日本における枠組み  
マネロン・テロ資金供与の  
対象財産を没収・追徴（勧告4）

| 法令                         | 内容             |
|----------------------------|----------------|
| マネロン・テロ資金供与の<br>対象財産の没収・追徴 | 組織犯罪法 13条から16条 |

# 日本における枠組み TF対応・PF対応の資産凍結措置 (勧告6・7)

| 法令                          | 内容  |
|-----------------------------|---|
| TF制裁対象者に係る<br>資産凍結措置<br>勧告6 | <b>テロ資金等凍結法</b> で、公告テロリストとの取引を禁止。<br><br>(+ 外為法で、制裁対象者との間の越境送金を禁止。) |
| PF制裁対象者に係る<br>資産凍結措置<br>勧告7 | <b>未対応。</b><br><br>(外為法で、制裁対象者との間の越境送金を禁止しているが、資産凍結措置に係る立法は不存在。)    |

# 日本における枠組み

## 金融機関等の顧客調査義務（勧告10）、 疑わしい取引の届出義務（勧告20）

| 法令               | 内容  |
|------------------|---|
| 犯罪収益の移転の防止に関する法律 | <p>金融機関等取引時確認義務、疑わしい取引の届出義務、コルレス契約締結時の調査義務、トラベルルールなどを課している。</p> <p>※ 但し、犯収法には、Customer Due Diligenceとの用語すら存在せず。</p> |

# 日本における枠組み 金銭・価値の移転サービスは、許可又は登録制の対象に」 （勧告14）

| 法令  | 内容  |
|-----|---|
| 銀行法 | <p>為替取引について、銀行業の許可又は資金移動業の登録が必要。</p> <p>もともと、為替取引の範囲は、かなり限定。</p> <p>※ 為替手形に類似の取引に限定されており、収納代行等は、基本的に規制されていない。</p> <p><b>金銭・価値の移転サービスは、許可又は登録制の対象にというFATF勧告14は実質的に守られていない状態。</b></p> |

# 日本における枠組み トラベルルール（勧告16）

## 受取人、送金人等の通知義務

| 法令  | 内容                    |
|-----|-----------------------|
| 犯収法 | 外国為替取引に係る通知義務（犯収法10条） |

## 送金時の制裁対象取引の凍結、禁止措置義務

| 法令  | 内容                                     |
|-----|--|
| 外為法 | 制裁対象者との送金禁止（外為法16条）<br>適法性確認義務（外為法17条） |

※ 内国為替取引については、未対応。

## FATF勧告の条項／解釈ノート

### FATF勧告の原文

<https://www.fatf-gafi.org/publications/fatfrecommendations/documents/fatf-recommendations.html>

FATF勧告の小職による翻訳がFATFのHP及び当事務所HPに掲載。

<https://www.nakasaki-law.com/FATF>

# 第4章 犯罪収益移転防止法

# 犯罪収益移転防止法（「犯収法」）の概要

- ▶ 正式名称は「犯罪収益の移転防止に関する法律」
- ▶ 同法の主たる目的は、犯罪収益の移転防止とテロ資金供与（TF）等の防止（犯収法1条）
- ▶ 法令で特定された事業（＝「特定事業」）にのみ適用があるというのが大原則

# 特定事業の範囲

| 特定事業者の類型                             | 特定事業の範囲             |
|--------------------------------------|---------------------|
| 銀行、保険会社、第一種金融商品取引業者、信用金庫、労働金庫、信託会社など | 全事業                 |
| 農業協同組合、漁業協同組合                        | 信用事業、共済事業           |
| 第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業                 | 第二種金融商品取引業、投資助言・代理業 |
| 貸金業者                                 | 貸金業                 |
| 資金移動業者                               | 資金移動業               |
| 暗号資産交換業者                             | 暗号資産交換業             |
| 商品先物取引業者                             | 商品先物取引業             |
| 外貨両替業者                               | 外貨両替業               |

# 特定事業の範囲

| 特定事業者の類型        | 特定事業の範囲                   |
|-----------------|---------------------------|
| ファイナンスリース業者     | ファイナンスリース事業               |
| クレジットカード業者      | クレジットカードの発行業（法人カードを含む）    |
| カジノ事業者          | カジノ業務（*）                  |
| 宅地建物取引業者        | 宅建業のうち、宅地又は建物の売買又はその代理・媒介 |
| 貴金属等売買業者        | 貴金属等の売買の業務                |
| 郵便物転送業者、電話転送業者等 | 郵便物転送業者、電話転送業者等の業務        |
| 弁護士             | 日弁連の規程にて定める業務             |
| その他の士業者         | 特定受任行為の代理等                |

※ カジノ行為自体は含まず、チップの販売や換金等が該当するものとされます。

# 求められる対応

| 特定事業者の類型  | 求められる対応                         |
|-----------|---------------------------------|
| 全特定事業者    | 取引時確認義務                         |
|           | 取引時確認の記録（ <b>確認記録</b> ）の作成・保存義務 |
|           | 取引時確認した事項に係る情報を最新に保つための措置を講ずる義務 |
|           | <b>取引記録</b> の作成・保存義務            |
|           | 疑わしい取引の届出義務                     |
|           | 体制整備に係る[努力]義務                   |
| 銀行・資金移動業者 | コルレス契約時の確認義務                    |
|           | 外国為替取引時の通知義務                    |

# 取引時確認

## 銀行預金の開設時など に

「申込書に氏名・住所・取引目的等の必要事項をご記載ください。」

「免許証をご提示ください。」

「コピーを取らせていただいてもよいでしょうか」



出典： いらすとや

# 取引時確認の拒否

「取引時確認に協力したくありません」



「それでは、お取引いただけません。」



取引時確認が必要なケースで、

- (1) 取引時確認未了で取引をすれば、違法（犯収法4条）。
- (2) 契約があっても、顧客が取引時確認に応じるまで、契約の履行を拒むことができ、契約違反となりません（犯収法5条）。



出典：いらすとや

# 確認記録の作成・保存

確認記録票／確認記録データ

+

本人確認書類／補完書類の原本／写し

## ＜確認記録の参考様式＞

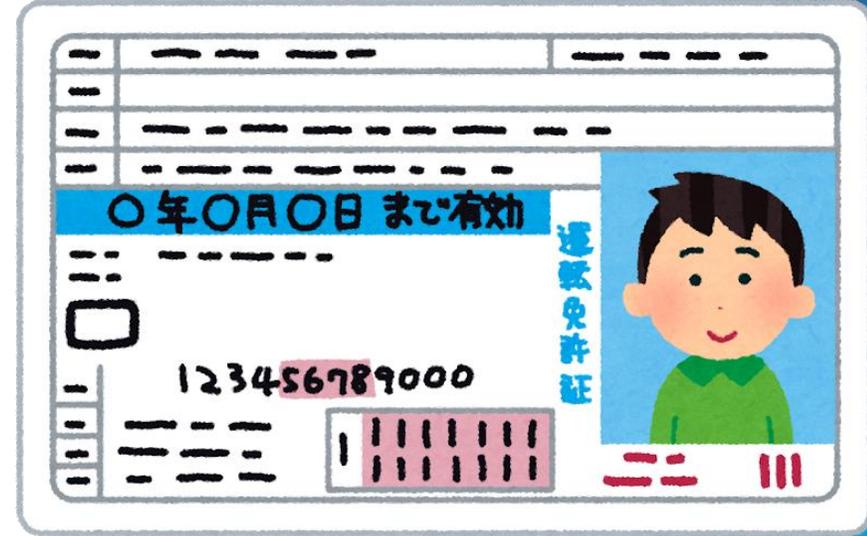
個人

|   |   |   |
|---|---|---|
| 取引時確認を行った者  |   |   |
| 確認記録を作成した者  |   |   |
| 取引時確認を行った取引の種類  |   | <input type="checkbox"/> ハイリスク取引  |
| 口座番号・顧客番号等  |   |   |
| 関連取引時確認に係る確認記録を検索するための事項  |   |   |
| <b>顧客関係</b>   |   |   |
| 本人特定事項  | 氏名(フリガナ)  |   |
|   | 住所  |   |
| 本人確認書類  | 生年月日  | (西暦)  |
|   | と異なる名義を用いる場合  | (通称)<br>(その理由)  |
| 本人確認書類を補完する書類<br>(顔写真のない本人確認書類の提示を受けた場合・本人確認書類に現在の住居の記載がない場合)   | <input type="checkbox"/> 運転免許証・運転経歴証明書<br><input type="checkbox"/> 在留カード・特別永住者証明書<br><input type="checkbox"/> 個人番号カード<br><input type="checkbox"/> 旅券・乗員手帳<br><input type="checkbox"/> 身体障害者手帳等<br><input type="checkbox"/> その他官公庁から発行又は発給された書類等(写真)   | ハイリスク取引(※)を行う際には、改めて確認が必要です。<br>※①過去の契約の際に確認した顧客等又は代表者等になりすましている疑いがある取引、②過去の契約時の確認の際に偽っていた疑いがある顧客等との取引、③イラン、北朝鮮に居住、在住する者との取引、④外国PEPsとの取引。 |
|   | <input type="checkbox"/> 各種健康保険証<br><input type="checkbox"/> 国民年金手帳等<br><input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書(取引申込等書類に押印した印鑑)<br><input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書(取引申込等書類に押印した印鑑)<br><input type="checkbox"/> 戸籍謄本又は抄本<br><input type="checkbox"/> 住民票の写し又は記載事項証明書<br><input type="checkbox"/> その他官公庁から発行又は発給された書類等(写真)<br><input type="checkbox"/> 外国政府又は国際機関が発行した書類等                       | 提示を受けた本人確認書類を確認記録に添付する場合は「時刻」を記入する必要はありません。   |
| <input type="checkbox"/> 国民年金手帳等<br><input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書(取引申込等書類に押印した印鑑)<br><input type="checkbox"/> 戸籍謄本又は抄本<br><input type="checkbox"/> 住民票の写し又は記載事項証明書<br><input type="checkbox"/> その他官公庁から発行又は発給された書類等(写真)<br><input type="checkbox"/> 外国政府又は国際機関が発行した書類等 | 個人番号カードの場合には、「記号番号」欄に個人番号を記入せず、有効期間を記入してください。   |   |
| <input type="checkbox"/> 国民年金手帳等<br><input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書(取引申込等書類に押印した印鑑)<br><input type="checkbox"/> 戸籍謄本又は抄本<br><input type="checkbox"/> 住民票の写し又は記載事項証明書<br><input type="checkbox"/> その他官公庁から発行又は発給された書類等(写真)<br><input type="checkbox"/> 外国政府又は国際機関が発行した書類等 | 国民年金手帳の場合には、「記号番号」欄に年金番号を記入せず、交付年月日を記入してください。   |   |
| <input type="checkbox"/> 国民年金手帳等<br><input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書(取引申込等書類に押印した印鑑)<br><input type="checkbox"/> 戸籍謄本又は抄本<br><input type="checkbox"/> 住民票の写し又は記載事項証明書<br><input type="checkbox"/> その他官公庁から発行又は発給された書類等(写真)<br><input type="checkbox"/> 外国政府又は国際機関が発行した書類等 | 対面取引<br><input type="checkbox"/> 原本の提示<br>年月日 ( )<br>時刻 ( )<br><input type="checkbox"/> 原本又は写しの送付を受けた日付<br>年月日 ( )<br><input type="checkbox"/> 取引関係文書の送付<br>年月日 ( )<br><input type="checkbox"/> 取引関係文書の訪問での交付<br>年月日 ( )<br><input type="checkbox"/> 本人確認書類(写し)の添付<br><input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無<br><input type="checkbox"/> 追加の書類の確認(ハイリスク取引の場合)<br>年月日 ( ) |   |
| <input type="checkbox"/> 国民年金手帳等<br><input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書(取引申込等書類に押印した印鑑)<br><input type="checkbox"/> 戸籍謄本又は抄本<br><input type="checkbox"/> 住民票の写し又は記載事項証明書<br><input type="checkbox"/> その他官公庁から発行又は発給された書類等(写真)<br><input type="checkbox"/> 外国政府又は国際機関が発行した書類等 | 非対面取引<br><input type="checkbox"/> 原本又は写しの送付を受けた日付<br>年月日 ( )<br><input type="checkbox"/> 取引関係文書の送付<br>年月日 ( )<br><input type="checkbox"/> 取引関係文書の訪問での交付<br>年月日 ( )<br><input type="checkbox"/> 本人確認書類(写し)の添付<br><input type="checkbox"/> 追加の書類の確認(ハイリスク取引の場合)   |   |

本人確認書類の写し又は添付書類を本確認記録の一部として添付する場合は、当該書類に記載のある事項について本確認記録への記載を省略することができます。

「各種健康保険証」等は、原本の提示を受けた場合でも、他の本人確認書類又は補完書類の提示又は送付を受けるか、取引関係文書の送付が必要となります。

「住民票の写し」等は、原本の提示を受けた場合でも、取引関係文書の送付が必要となります。



出典：いらすとや

# 取引記録の作成・保存義務

取引の記録（データ）



## 記録事項

- 口座番号等
- 取引日
- 取引の種類
- 取引についての財産の価額
- 送金元、送金先の情報など

出典： いらすとや

# 取引時確認した事項に係る情報を最新に保つための措置を講ずる義務

## 約款

第〇条 利用者は、氏名、住所等に変更があった場合は、当社所定の方法により届け出るものとします。

顧客



住所変更、  
氏名の変更等

変更  
届出



特定事業者は変更を確認記録に付記又は電子的に保存

確認記録

昔の記録の上書き、削除はNG。

# 疑わしい取引の届出義務

怪しい顧客



出典： いらすとや



疑わしい取引の依頼



出典： Frame Illust



届出

所管官庁



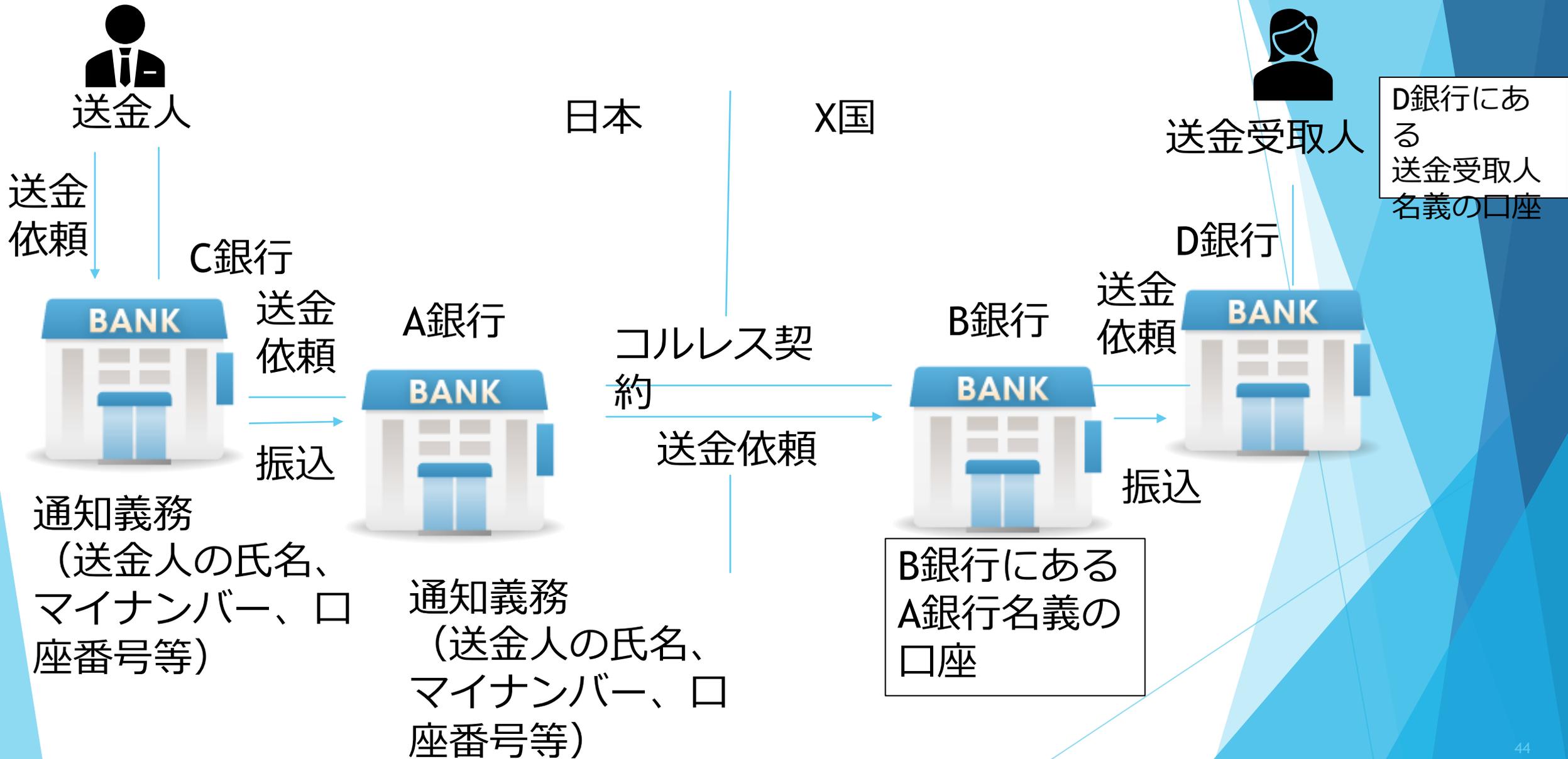
経済産業省  
Ministry of Economy, Trade and Industry



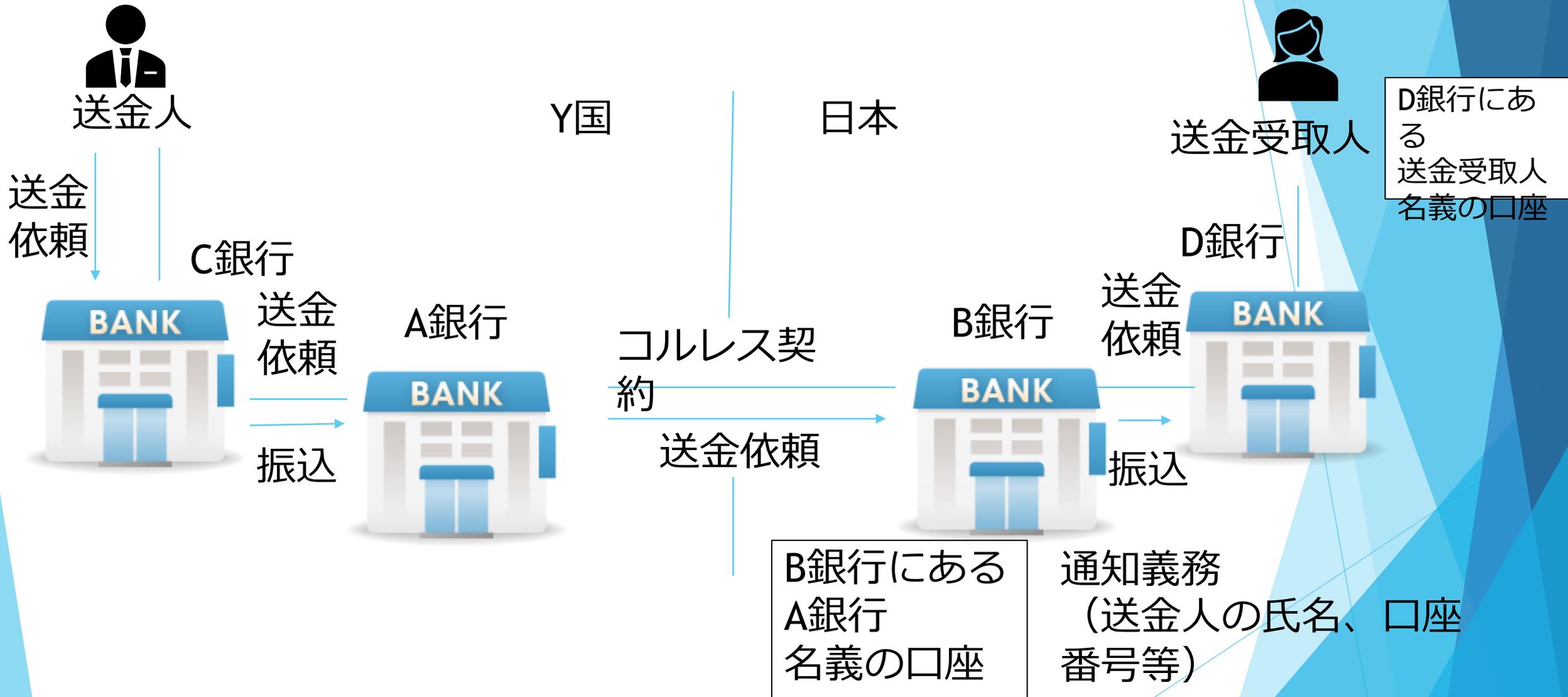
共有

例えば、  
顧客の収入、資産等に見合わない高額な取引

# 越境送金時の通知義務



# 越境送金時の通知義務



## 体制整備等の努力義務（犯収法11条、規則32条）

- ▶ 犯収法遵守のための統括者の選任
- ▶ リスクの分析、分析結果の書面化（特定事業者等作成書面）
- ▶ 社内規程の作成
- ▶ 使用人に対する教育訓練
- ▶ 監査の実施

など

# 体制整備の基本的な考え方

トップの意識



リスク評価



リスクに対応した  
社内規程等の整備



研修



実践



チェック・見直し



引用元（画像）： いらすとや

# 違反の場合の犯収法に基づく処分

| 処分の種類                          | 処分の要件   |
|--------------------------------|---|
| 指導処分、助言処分、<br>勧告処分<br>(犯収法17条) | 特定事業者による犯収法に基づく措置の適正かつ円滑な実施を確保するため行政庁が必要と認めた時               |
| 是正命令<br>(犯収法18条)               | 犯収法の一定の規定（4条1項・2項・4項、6条、7条、8条1項～3項、9条又は10条）に違反していると行政庁が認める時 |
| 刑事罰<br>(犯収法25条、26条)            | 是正命令への違反<br>報告、資料提出の命令への違反、検査忌避                             |

# 第5章 FATF対日審査と立法課題

## 第4次相互審査(評価基準)

| 「40の勧告」の法令等整備状況の評価      |        | 11項目の有効性の評価           |        |
|-------------------------|--------|-----------------------|--------|
| <u>勧告ごとに4段階評価</u>       |        | <u>項目ごとに4段階評価</u>     |        |
| A : Compliant           |        | A : High Level        |        |
| B : Largely Compliant   | ↑合格水準  | B : Substantial Level | ↑合格水準  |
| C : Partially Compliant | ↓不合格水準 | C : Moderate Level    | ↓不合格水準 |
| D : Non Compliant       |        | D : Low Level         |        |

- ◆ 下記の場合、**監視対象国**。
  - ・ 勧告評価:  $C \cdot D \geq 20$
  - OR**
  - ・ 有効性評価:  $(C \cdot D \geq 9 \text{ and } D \geq 2) \text{ or } D \geq 6$
- ◆ 該当しなければ、非監視対象国。
  - ▶ ただし、下記の場合**重点フォローアップ**(Enhanced Follow-up)としてより頻度の高い報告義務の対象。
    - ・ 勧告評価:  $C \cdot D \geq 8$
    - OR**
    - ・ 有効性評価:  $C \cdot D \geq 7 \text{ or } D \geq 4$
- ◆ 上記各々につき、重要勧告に係る別途の基準あり。

## 有効性の審査項目 (IO: Immediate Outcome)

| 項目 | 概要                   |
|----|----------------------|
| 1  | 資金洗浄/テロ資金供与リスクの認識・協調 |
| 2  | 国際協力                 |
| 3  | 金融機関・DNFBPの監督        |
| 4  | 金融機関・DNFBPの予防措置      |
| 5  | 法人等の悪用防止             |
| 6  | 特定金融情報等の活用           |
| 7  | 資金洗浄の捜査・訴追・制裁        |
| 8  | 犯罪収益の没収              |
| 9  | テロ資金の捜査・訴追・制裁        |
| 10 | テロ資金の凍結・NPO          |
| 11 | 大量破壊兵器に関与する者への金融制裁   |

ソース：  
財務省資料

# 対日相互審査の結果

## Immediate Outcome

C、Dが9個以上は、欠陥国（監視対象国）

C、Dが7個以上は、モニタリング対象国

日本はCが8個で、Bが3個でモニタリング対象国。

## Technical Compliance

C、Dが20個以上は欠陥国

C、Dが8個以上は、モニタリング対象国

日本は、Aが4個、Bが23個、Cが10個、Dが1個  
該当なし[N C]が1個で、モニタリング対象国。

重点フォローアップ国（モニタリング対象国）に。

## FATFの直近の審査結果

|                                    |   |
|------------------------------------|---|
| 通常<br>フォローアップ<br>国・地域<br>(7カ国・1地域) | スペイン、イタリア、<br>ポルトガル、イスラエル、<br>英国、ギリシャ、<br>香港、ロシア  |
| 重点<br>フォローアップ<br>国<br>(19カ国)       | ノルウェー、<br>オーストラリア、<br>ベルギー、マレーシア、<br>オーストリア、カナダ、<br>シンガポール、スイス、<br>米国、スウェーデン、<br>デンマーク、アイルランド、<br>メキシコ、サウジアラビア、<br>中国、フィンランド、<br>韓国、ニュージーランド、<br>日本 |
| 観察対象国<br>(2カ国)                     | アイスランド、トルコ  |

(時事通信社の記事から引用)

# 優先実施事項の対応

## FATF対日審査報告の要点

- (A) マネロン、マネロンに基づく義務等についての理解不十分
- (B) マネロン罪の実効性が十分でない
- (C) 没収・保全措置等の実効性が十分でない
- (D) 資金等の追跡が十分でない
- (E) 比例的で抑止力のある監督（行政処分・是正措置等）が必要
- (F) 法人・法的取極めの濫用を防ぐための対策が不十分
- (G) TF・PF対応が不十分
- (H) NPO対策が不十分

(A) 特定事業者がAML/CFTに係る義務を理解し、適時かつ効果的な方法でこれらの義務を導入・実施するようにする。

- ☑ ML・TFリスク及び[FATF勧告に基づく]金融機関等の義務の理解が不十分との指摘。
- ☑ 犯収法で、FATF勧告の重要な原則を大きく変えて導入し、FATF勧告の重要概念を理解しにくく、FATF勧告を守りにくい法体系としたこと（要はガラパゴスであること）が大きな一因ではないか。
- ☑ 犯収法等を改正して、FATF勧告にあわせるか。

(B) マネロン罪の実効性が十分でない。

- ☑ マネロン罪の要件をFATF基準 [パレルモ条約等] にあわせるなどして緩和し、起訴しやすくするか。
- ☑ マネロン罪の法定刑を引き上げるか。

(C) 没収・保全措置等の実効性が十分でない。

- ☑ 日本も、民事没収（追徴を含む。）の規定を設けるか。  
（特に、犯罪者死亡・行方不明時にも没収可能にすると共に無登録営業等による収益等も民事没収の対象にするか）
- ☑ 没収の範囲をドメイン等に拡張するか。
- ☑ 没収に係る物の[被告人]所有についての立証負担を軽減するか。

(D) 資金等の追跡が十分でない。

- ☑ 欧州金融等情報指令（EU/2019/1153）のように、銀行取引中央登録簿を作り、FIUや、必要な捜査当局の者（令状を受けた者に限定するか等は要検討）がアクセスできるようにするか。
- ☑ 為替取引規制を強化するか。
- ☑ 高額現金取引業者を特定事業者とするか。
- ☑ 税務当局からの情報提供をどのように増やすか。（国税通則法128条2号を廃止して、税務調査と捜査の壁を取り払うか。）

## (E) RBAの監督（比例的・抑止的な処分を含む。）

- ☑ RBAの監督で第1に想定されているのは業者のリスク格付け。
- ☑ 第2に、比例的・抑止的な処分を可能とするため、犯収法に課徴金を導入すべきではないか。また、金融機関等との関係で業法についても、同様ではないか。

∴ 日本は、マネロン行為に対して刑事罰しかできない。しかし、刑事罰は重いため、犯罪者であることが確実でも、時には、起訴猶予となることも。また、日本に支店のない外国法人（例：無登録業者等）の場合は、代表者を法廷まで出廷させることが困難で刑事起訴が困難なケースも多い。

- ☑ 外国事業者（無登録業者）等にも対応しやすいよう、行政手続法と一緒に改正するか。

(F) 法人・法的取極めの濫用を防ぐための対策が不十分

- ☑ 実質的支配者リスト制度が新設される。  
もっとも、課題も多い所。

2021年12月9日のAML・CFT研究会の小職の発表資料。

[https://www.nakasaki-law.com/wp-content/211209\\_bo.pdf](https://www.nakasaki-law.com/wp-content/211209_bo.pdf)

## (G) TF・PF対応が不十分

- ☑ テロ資金提供処罰法・テロ資金凍結法についてはFATF勧告にあわせ改正するか。
- ☑ [大量破壊経費機等の]拡散資金供与等対策（PF）との関係では、新しい法律を制定し、拡散資金供与等に係る資金を凍結等できるようにするか。

## 参考資料

関係する資料を、ご参考までにいくつか、シェアさせていただきます。

**小職のAML関係資料の掲載HP :** [www.nakasaki-law.com/FATF](http://www.nakasaki-law.com/FATF)

「FATF勧告及び注釈ノート」の小職による仮訳（FATFのHPにも掲載）  
<https://nakasaki-law.com/wp-content/FATF.pdf>

FATF報告書 テクニカルコンプライアンスに係る指摘事項 の仮訳  
[https://nakasaki-law.com/wp-content/FATF\\_Report\\_2.pdf](https://nakasaki-law.com/wp-content/FATF_Report_2.pdf)

欧州AML指令の仮訳  
<https://nakasaki-law.com/wp-content/EU.pdf>

中国「反洗銭法」の法案の仮訳  
<https://nakasaki-law.com/wp-content/china.pdf>